

# 特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書

令和〇〇年 〇月 ××日

（あて先）名古屋市長

本社を記入して下さい。

・代理人による申請の場合、申請者と申請代理人を連記してください。  
・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

住所 名古屋市〇〇区△△町×-△  
（所在地）

氏名 〇〇株式会社  
（名称及び代表者氏名）代表取締役 名古屋太郎

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	〇〇株式会社 名古屋工場							
事業場の所在地	名古屋市△△区〇〇町××-△							
事業場で発生する特別管理産業廃棄物の種類 （該当するものの番号を○で囲んでください。）	電話番号（052）〇〇〇-××××							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 引火性廃油</li> <li>2 腐食性廃酸</li> <li>3 腐食性廃アルカリ</li> <li>4 感染性産業廃棄物</li> <li>5 特定有害廃PCB等</li> <li>6 特定有害PCB汚染物</li> <li>7 特定有害PCB処理物</li> <li>8 特定有害廃水銀等</li> <li>9 特定有害指定下水汚泥</li> <li>10 特定有害鉍さい</li> <li>11 特定有害廃石綿等</li> <li>12 特定有害ばいじん</li> <li>13 特定有害燃え殻</li> <li>14 特定有害廃油</li> <li>15 特定有害汚泥</li> <li>16 特定有害廃酸</li> <li>17 特定有害廃アルカリ</li> <li>18 第13号特定有害廃棄物</li> </ul>							
特別管理産業廃棄物管理責任者（未設置の事業場の場合は、予定されている方）の職名、氏名及び資格	（フリガナ） <span style="color: red;">ナゴヤ ハナオ</span> 職名 <span style="color: red;">工場長</span> 氏名 <span style="color: red;">名古屋 花夫</span> 資格 裏面「特別管理産業廃棄物管理責任者の資格」中、（ 9 ）に該当。 ・学歴（資格に関する学歴を記載してください。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">卒業した学校名</th> <th style="width: 25%;">卒業課程</th> <th style="width: 25%;">修得科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・職歴（産実務内）を記載してください。 ・特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習について <input checked="" type="checkbox"/> 講習を修了 <input type="checkbox"/> 講習を受講予定		卒業した学校名	卒業課程	修得科目			
卒業した学校名	卒業課程	修得科目						
特別管理産業廃棄物を発生する事業場を設置した日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日							

特別管理産業廃棄物を発生する事業場を記入して下さい。

該当するものを○で囲んで下さい。

管理責任者の方が学歴・職歴等による資格をお持ちの場合に記入して下さい。講習会を修了されている場合には、これらの欄には記入の必要はありません。

管理責任者の方がこれから講習会を受講しようとしている場合はこちらにチェックして下さい。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

特別管理産業廃棄物管理責任者となる資格を証明する書類（講習修了証等）を添付して下さい。

事業場を設置した日又は特別管理産業廃棄物を排出若しくはPCB廃棄物を保管するようになった日を記入して下さい。

## 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

- 1 2年以上、環境衛生指導員の職にあった方
- 2 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 3 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 4 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 5 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。）若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 6 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 7 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 8 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する方
- 9 名古屋市長が指定する機関が実施する特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習を修了した方